ロ　人的管理措置 (1)　受託調査票情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。 [(i)・(ii)　略] (iii)　調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により受託調査票情報を取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者 (2)　略 [八～ホ　略] [三　略] 4　法第四十二条第一項第二号に掲げる者から同号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者が講じなければならない同号に定める情報（以下この項において「受託匿名データ」という。）を適正に管理するために必要な措置として同条第二項の規定により準用する同条第一項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。 [一　略] 二　法人等（独立行政法人等を除く。）　次に掲げる措置 [イ　略] ロ　人的管理措置 (1)　受託匿名データを取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。 [(i)・(ii)　略] (iii)　調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により受託匿名データを取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者 (2)　略 [八・ニ　略] [三　略]	ロ　[同上] (1)　[同上] [(i)・(ii)　同上] (iii)　調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により受託調査票情報を取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は特定独立行政法人等が認めた者 (2)　同上 [八～ホ　同上] [三　同上] 4　[同上] [一　同上] 二　[同上] [イ　同上] ロ　[同上] (1)　[同上] [(i)・(ii)　同上] (iii)　調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により受託匿名データを取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は特定独立行政法人等が認めた者 (2)　同上 [八・ニ　同上] [三　同上]
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、デジタル社会形成基本法の施行の日（令和三年九月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の統計法施行規則第二十五条、第二十七条第一項、第三十三条及び第三十五条第一項の規定は、デジタル社会形成基本法第三十七条第一項の規定によるデジタル社会の形成に関する重点計画の作成の日以後に申出をする統計の作成等の委託及び匿名データの提供の依頼について適用し、同日前に申出をする統計の作成等の委託及び匿名データの提供の依頼については、なお従前の例による。

○総務省令第九十一号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第二項、第二百六十条の十八第三項及び第二百六十条の三十八第一項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

総務大臣　武田　良太